

# ～移送サービス事業～

国土交通省 関東運輸局許可事業

## 社協が通院の送迎を お手伝いします！

通院・入退院時  
転院・リハビリ

### こんな時ご利用下さい

『車椅子だから、なかなか病院へ行けない…』『寝たきりだから病院まで連れていけない…』おまかせください！

社協では、町内に住んでいる電車・バス・タクシーが利用できない歩行困難の方や、寝たきりの方々の通院送迎を応援します。

ハンドルをにぎるのは、運転講習を受けた社協の職員です。

### 対象者

町内に居住する在宅（施設入所者およびグループホームの方は省く）の重度心身障がい児者及び寝たきりの高齢者で、日常生活を営む上で自力歩行が困難により一般の交通機関（電車・バス・タクシー）を利用することが出来ない方で、車椅子特殊寝台車による移動を常とする方です。  
※事前に登録が必要です。

### 利用範囲と利用料

1回（往復）の運行につき町内500円、真鶴町・熱海市1,000円、小田原市・箱根町・南足柄市上郡五町・田方郡函南町1,500円とし、有料道路を利用する場合は利用者又は付添者に負担していただきます。

### 利用の日時

土日・祝日を除く平日月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までが利用時間となります。

12月29日～1月3日まで運休となります。



### 利用範囲

主に医療機関(病院)への通院・入退院、福祉施設等へのショートステイなどの入退所のみとなります。  
※容体が悪く、急を要する場合の利用に関しては、お断りする場合がございます

# 移送サービスを利用するには？

## 利用の流れ

### 相談

まずはお電話していただくか、ご来所ください。身体状況等を聞かせていただき、利用対象に該当するかどうかを確認させていただきます。



町内居住の在宅の方(施設・グループホームは省く)で、一般の交通機関(電車・バス・タクシー)が利用できない方、車椅子での生活や、寝たきりの方が対象となります。

### 登録

当サービスは、完全登録制となっております。まずは「利用登録申請書」「利用誓約書」にご記入の上、提出してください。

※用紙は社会福祉協議会にあります



サービス内容を理解していただいた上で、登録に関する2枚の書類を提出していただき、提出時に自宅の所在地を地図にて確認をさせていただきます。

### 訪問

「利用登録申請書」「利用誓約書」を提出後、後日担当職員が、お宅を訪問させていただき、登録申請書を基に、利用者本人の状況の確認や車両の駐車場所、家から車両までの経路等を調べさせていただきます。



日程調整をしてから訪問させていただきますので、利用者と介護者が在宅している日をお願いします。

### 決定

訪問調査後、利用可能かを決定します。利用対象者となる方には「移送サービス決定通知書」をお届けいたします。



訪問調査結果、利用対象の条件を満たしていれば後日「決定通知書」を郵送にてお届けいたします。

### 予約

「移送サービス決定通知書」が届いてから、利用可能となりますので利用の際は、利用者のお名前と希望の利用日・お迎えの時間・行先(病院)を言っていただき、担当者が配車調整をします。

予約は3ヶ月先まで受けています。受診日等が決まった時点で早めに予約してください。受診直前の予約ですと対応できない場合があります。



キャンセルも同様で、決まった時点で早めにご連絡ください。



# 利用する際の注意事項

## 移送

移送車両が利用者のお宅まで、お迎えにあがります。

- 運転士は、補助的な介助はいたしますが、原則として介護を行なうことができません。ベッドから車椅子・ストレッチャーへの移動はご家族の方(ホームヘルパー等の有資格者)に対応していただいています。事前に人員の確保をお願いします。
- 予約時間には「すぐに出かけられる」という状態で待機してください。一日に数人の利用者を移送しており、長時間お待ちすることができませんのでよろしくをお願いします。
- 渋滞等で、約束の時間に間に合わない場合もありますが、不可抗力による事情ですのでご理解をお願いします。
- 家の前の道幅が狭い場所などは、停車可能な近くの広い場所で待っていただくようお願いすることがあります。
- 予約の日程によって利用者が多い場合、お断りや時間変更等をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- 利用に際しては、付添者が必要です。付添者がいない場合は利用できません。
- 利用の際、家族の「ついで乗り」はお断りしております。「付添者」のみ同乗できます。利用中「どこかへ寄る」ということはいたしません。
- 利用中事故が発生した場合の補償は、自動車賠償責任保険並びに任意保険の補償額の範囲で対応いたします。
- 緊急入院による利用の中止、施設へ本入所等により利用をやめる場合には社協事務局までご連絡ください。
- 事故等により怪我などによる傷害が生じた場合、貴会の傷害保険の補償範囲内で対応させていただいております。※天災等は適用されません

# 移送車両紹介

- スズキ エブリィ  
車椅子1台まで対応可能です



- ニッサン キャラバン  
ストレッチャー又は、車椅子2台まで対応可能です。



事務局・お問い合わせ先

社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会

TEL 0465-62-3700

FAX 0465-62-5150